

(証券コード 3169)
2023年4月11日
(電子提供措置の開始日2023年4月6日)

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株 式 会 社 ミ サ ワ
代表取締役社長 三 澤 太

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第64回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.unico-fan.co.jp/ir/>

上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

また、事前にインターネット又は書面等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年4月26日（水曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年4月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル5階 EBiS303 カンファレンススペースABC
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第64期（2022年2月1日から2023年1月31日まで）事業報告及び
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、インターネット又は郵送（議決権行使書）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2023年4月26日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱いについて

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

事業報告

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による社会活動の制約が、拡大防止策の取組みやワクチン接種の普及により緩和され、正常化に向け動き始めましたが、拡大と収束を繰り返す感染状況に、依然として予断を許されない状況が続いております。また、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や海外経済の減速、資源価格の高騰等、国内外の経済環境は依然として先行きが不透明な状況が続いております。

インテリア・家具業界におきましては、アパレルなどの異業種からの参入による販売競争の激化や、配送コストの上昇及び木材不足等に起因するメーカーからの値上要請、人材不足による人件費の増加等により、依然として厳しい競争環境が続いております。

一方、2021年の生活雑貨、家具、インテリアのBtoC-EC（消費者向け電子商取引）市場規模は、2兆2,752億円（前年比6.7%増）、EC比率は、28.2%（前年比2.2%増）となっております（出典：令和3年度電子商取引に関する市場調査 令和4年8月経済産業省）。2020年は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う巣ごもり消費の影響で市場規模の大幅な拡大がみられ、2021年は消費者の間で徐々に外出機会が回復したにも関わらず、市場規模が引き続き拡大していることからECの利用が消費者の間で徐々に定着しつつあると考えられます。

こうした環境の中で当社は、お客様と店舗スタッフの安全を第一に、店舗衛生対策を徹底しながら店舗運営を行いました。また、持続的に安定した成長の実現に向け、商品構成の充実と付加価値の高い商品を揃え、他社との差別化を図ってまいりました。損益面におきましては、原材料価格の高騰及び円安の進行による原価率の上昇を受け、一部の商品に対し価格転嫁を行いました。売上総利益率の悪化となりました。

その結果、売上高12,198,492千円、営業利益534,038千円、経常利益527,543千円、当期純利益341,039千円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

i) unico事業

家具の新商品状況としましては、現代の暮らしにマッチした北欧ヴィンテージスタイルのTOVE（トーフ）シリーズ、快適な着座感や回転式機能を持つPIIVO（ピーヴォ）チェアを発売し、ご好評を頂きました。またロングセラーのALBERO（アルベロ）ソファには、お客様からのご要望が多かったペット対応の張地を用意しました。カーテンでは、大胆な色の切り替えしが特徴のOKUS（オクス）シリーズ、ラグマットでは、HAFIDA（ハフィダ）シリーズ等の高いデザイン性以外にも、持続性や機能性にもこだわった商品を充実させました。

販売戦略としましては、「生活に寄り添う館へ」をコンセプトにリニューアルをしたアトレ大森（東京都大田区）に出店を行いました。人通りの多い、改札口に面した立地のよいエリアでの出店であり、当社にとって初めてのアトレへの出店となりました。デジタルマーケティングにつきましては、専門コンサルの活用により全体設計を見直し、EC化率の拡大や継続顧客の育成と定着に努めました。

業務改善としましては、DX戦略として、店舗ではスマートデバイス（多機能な情報端末）の追加導入と機能開発により、販売の効率化・接客の迅速化を実現しました。本部におきましては、商品のデータベース管理システム構築により業務の効率化と精度の向上を図りました。

以上の結果、事業年度のセグメント売上高は12,085,761千円、セグメント利益534,794千円となりました。

ii) food事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うまん延防止等重点措置による酒類提供制限や営業時間の短縮をしてきた一方で、お客様のニーズに合わせたテイクアウト商品の拡充、強化、デリバリーサービスの推進によりお客様の獲得に努めてまいりました。

以上の結果、当事業年度のセグメント売上高は112,730千円、セグメント損失756千円となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は221,122千円で、その主なものは次のとおりであります。

unico事業	unico大森店の新規出店費用 unico広島店のリニューアル出店費用 unico神戸店のリニューアル出店費用 unico仙台店の増床工事費用 ECサイト追加開発
---------	---

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区 分	第 61 期 (2020年 1 月期)	第 62 期 (2021年 1 月期)	第 63 期 (2022年 1 月期)	第 64 期 (当 事 業 年 度) (2023年 1 月期)
売 上 高(千円)	11,174,999	10,924,099	11,626,042	12,198,492
経 常 利 益(千円)	797,557	872,064	1,014,171	527,543
当 期 純 利 益(千円)	483,199	614,923	692,531	341,039
1株当たり当期純利益金額(円)	67.95	86.46	97.37	47.95
総 資 産(千円)	4,390,319	4,335,995	4,552,178	4,523,311
純 資 産(千円)	1,711,257	2,269,257	2,904,894	3,121,653
1株当たり純資産額(円)	240.62	319.08	408.45	439.82

- (注) 1 1株当たり当期純利益金額は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
- 2 当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Lamon Bay Furniture Corp.	10,458千ペソ	98.62%	家具の製造業

(注)2023年1月31日現在清算中であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響が希薄化し、従前の経済活動への回復が期待されております。しかしながら、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や海外経済の減速、資源価格の高騰等、国内外の経済環境は依然として先行き不透明な状況で推移すると思われま

す。このような環境のなか、2年前から取組みを開始したDX戦略が3年目を迎え、デジタルマーケティングの完成から収穫のフェーズに入ります。また法人開発セクションの増員により業務エリアの拡大を図り、BtoB（企業間の商取引）を加えたチャネルの複数化を加速させていきます。

(5) 主要な事業セグメント（2023年1月31日現在）

事業区分	事業内容
u n i c o 事業	家具・ファブリック等及びインテリア・雑貨等の企画・販売
f o o d 事業	産地直送の新鮮な食材を使用した料理を提供するレストランの運営

(6) 主要拠点等 (2023年1月31日現在)

当社

本社 (東京都渋谷区)

倉庫

関東物流センター (栃木県宇都宮市)

関西物流センター (大阪府堺市)

unico事業 店舗

北海道・東北地区 3店舗

関東地区 23店舗

北陸地区 2店舗

東海地区 3店舗

関西地区 7店舗

中国・四国地区 5店舗

九州地区 3店舗

計 46店舗

food事業 店舗

関東地区 2店舗

(7) 従業員の状況 (2023年1月31日現在)

当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
203 (335) 名	14 (△19) 名	34.5歳	6.2年

(注) 従業員数は就業人員であり、販売職正社員及び臨時雇用者 (パート社員、派遣社員を含む。) の人数は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年1月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年1月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 19,200,000株
- ② 発行済株式の総数 7,112,400株
- ③ 株主数 12,460名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
三澤 太	2,880,000株	40.6%
飯塚 智香	420,000	5.9
株式会社SBI証券	289,092	4.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	209,600	3.0
尾張 睦	156,800	2.2
大塚 幸江	80,900	1.1
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	54,200	0.8
株式会社日本カストディ銀行 （信託口）	37,100	0.5
滝澤 多恵子	35,800	0.5
鈴木 裕之	30,900	0.4

（注）持株比率は自己株式（14,835株）を控除して計算しております。

(2) その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2023年1月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三 澤 太	
取 締 役	飯 塚 智 香	デザイン企画本部 管掌 兼 デザイン企画本部本部長
取 締 役	尾 張 睦	商品管理本部 管掌 兼 商品管理本部本部長
取 締 役	鈴 木 裕 之	管理本部 管掌 兼 unico事業本部 管掌 兼 管理本部本部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	関 根 章 雄	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	宮 本 久 美 子	和田倉門法律事務所 パートナー 株式会社トレジャー・ファクトリー 社外取締役 株式会社ビューティガレッジ 社外取締役 (監 査等委員) 株式会社インタートレード 社外監査役 ビクスタ株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	粟 澤 元 博	粟澤税務会計事務所 所長 株式会社立飛ホールディングス 社外監査役

- (注) 1. 取締役関根章雄氏、宮本久美子氏及び粟澤元博氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)関根章雄氏は、常勤の監査等委員であります。
常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な社内会議へ出席するほか、日常的な情報収集や会計監査人、内部監査部門等と連携を図ることで、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
3. 取締役(監査等委員)関根章雄氏、宮本久美子氏及び粟澤元博氏は、以下のとおり法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役(監査等委員)関根章雄氏は、住友大阪セメント株式会社に長年勤務し、財務及び会計の経験を有しております。
 - ・取締役(監査等委員)宮本久美子氏は、弁護士の資格を有しております。
 - ・取締役(監査等委員)粟澤元博氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
4. 当社は取締役(監査等委員)宮本久美子氏及び粟澤元博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外役員全員と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その金額は、公平かつ適正に定めることを目的として、職務、職責等により決定するものとし、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜見直しを図るものとする。

2. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、長期的な当社の業績向上・株価上昇へのインセンティブとして機能するようその内容、付与する数、及び付与する時期等を定めるものとする。

3. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を勘案し決定することとする。

⑤取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）並びに監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年4月27日開催の第58回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額5億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役について年額2億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）は4名、取締役（監査等委員）は3名です。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会からの委任を受け、代表取締役社長三澤太が報酬額を決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社業績及び個人の貢献度等を総合的に勘案しつつ各取締役（監査等委員を除く）の担当について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

また、取締役（監査等委員）の報酬額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

⑦取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	62 (0)	62 (0)	-	-	4 (0)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	12 (12)	12 (12)	-	-	3 (3)
合 計 (うち社外取締役)	75 (12)	75 (12)	-	-	7 (3)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑧社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役(監査等委員) 宮本久美子氏は、和田倉門法律事務所のパートナー、株式会社トレジャー・ファクトリーの社外取締役、株式会社ビューティガレッジの社外取締役(監査等委員)、株式会社インタートレードの社外監査役及びピクスタ株式会社の社外取締役(監査等委員)であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役(監査等委員) 粟澤元博氏は、粟澤税務会計事務所所長及び株式会社立飛ホールディングスの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役(常勤監査等委員) 関根章雄	当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会13回全てに出席いたしました。豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意思表示等の発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。
取締役(監査等委員) 宮本久美子	当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会13回全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。
取締役(監査等委員) 粟澤元博	当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会13回全てに出席いたしました。公認会計士及び税理士としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等の評価を行い、報酬額の見積りの相当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制の概要)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- イ 当社の取締役は、経営理念に則った価値観に基づく行動を率先垂範し、当社グループ内へ法令、定款及び企業倫理の遵守の徹底を図る。
- ロ コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定める。
- ハ 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の維持発展を行う。
- ニ 当社は、公益通報者保護規程を定め、コンプライアンス相談窓口を設置するとともに、法令、定款及び社内規程等に違反する事実やその恐れがある行為を早期に発見し、是正するための仕組みを構築し、維持する。
- ホ 内部監査室は、各業務執行部門及び子会社の業務監査を行い、必要に応じて体制の整備や改善について代表取締役社長に報告する。
- ヘ 当社は、経営理念を実現するために、社会秩序や社会生活の安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を持たず、毅然とした態度をもってこれに臨むこととする。万が一、反社会的勢力からの接触があった場合は、管理部門が対応することとし、必要に応じて、顧問弁護士や警察等の専門家に相談することとする。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- イ 当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令、定款及び基本規程である文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。
- ロ 前項の情報は、取締役がいつでも閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定める。
- ロ リスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の維持発展を行う。
- ハ 業務執行におけるリスクは、取締役がその対応について責任を持ち、改善策を審議・決定するものとする。また、必要に応じ、当該リスクの管理に関する規程の制定・ガイドラインの策定・研修活動の実施等を行うものとする。尚、重要なリスクについては取締役会に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役会規程に基づき定時取締役会を原則毎月1回開催し、必要ある場合には適宜臨時取締役会を開催することとする。また、各業務執行部門の活動状況の報告、取締役会での決定事項の通知等を行う会議体としてマネージャー会議を毎月1回開催することとし、経営情報の共有と業務運営の効率化を図る。
 - ロ 取締役を含む会社の業務執行全般の効率的な運営を目的として組織規程・職務分掌規程・職務権限規程を定め、実態に応じて適宜改正を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社は、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理の方針と体制を定め、当社グループ全体の業務の円滑化と管理の適正化を図る。
 - ロ 取締役会は、定期的に関係会社の経営成績及び財政状態等について担当取締役より報告を受け、継続的に管理体制の改善及び向上に努める。
 - ハ コンプライアンス規程は全グループ会社に適用し、全グループ会社の法令順守に関する体制はコンプライアンス委員会が統括する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、並びにこれらの者の独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
- イ 監査等委員である取締役が内部統制システムの構築・運用等について監査をするため、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員である取締役と協議の上、内部監査室人員又は必要とする各業務執行部門人員を人選・配置する。
 - ロ 監査等委員である取締役の配置下に入った使用人は、監査等委員である取締役の指揮下に入り、取締役の（監査等委員である取締役を除く）指揮命令は受けないものとする。

- ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制並びに
その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項や重大な法令、定款違反行為又は不正行為を発見したときは、速やかに監査等委員会に報告する。
 - ロ 監査等委員会は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明又は関係資料の提出を当社及び子会社の取締役及び使用人に求めることができる。
 - ハ 当社は、前2項に従い監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように必要な措置を講ずるものとする。
 - ニ 当社の取締役は定期的に、以下の事項等について、監査等委員会に報告するものとする。
 - (イ)当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - (ロ)内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - (ハ)重大な法令、定款違反行為
 - (ニ)コンプライアンス上の重要な事項
 - (ホ)その他の経営上、重要な事項
 - ホ 監査等委員は、取締役会のほか必要と判断した会議に出席し、事業活動における重要な決定や職務の執行状況について取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に対して説明を求めることができる。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員である取締役が職務の執行上、必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、当社は事後に償還に応じる。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス及びリスク管理に関する取組みの状況

コンプライアンスにつきましては、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しコンプライアンス状況を定期的にチェックするとともに、コンプライアンスに関わる必要な措置を講じ、その結果については取締役会に報告しています。リスク管理につきましても、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクの把握、評価を行い、リスク発生の予防を図っております。

② 職務執行の適正及び効率性を確保するための取組みの状況

取締役会は13回開催され、各議案についての審議、業務遂行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。また組織規程、職務権限規程等により、職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務執行を図っています。

③ 監査等委員会の監査の実効性を確保するための取組みの状況

監査等委員は取締役会のほか、重要な社内会議に出席するとともに、取締役等からの説明聴取を通じて、職務執行に必要な情報を入手しております。また監査等委員の職務の執行に必要な費用については、当社が負担しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,305,932	流動負債	1,351,230
現金及び預金	641,259	買掛金	277,135
売掛金	601,967	リース債務	86
商品	1,755,349	未払金	285,963
未着品	129,934	未払費用	113,361
原材料及び貯蔵品	35,145	未払法人税等	54,031
前渡金	32,085	未払消費税等	4,171
前払費用	78,787	預り金	22,838
その他	31,402	賞与引当金	60,303
		契約負債	532,683
		その他	654
固定資産	1,217,379		
有形固定資産	317,556	固定負債	50,427
建物(純額)	278,917	退職給付引当金	32,261
工具、器具及び備品(純額)	35,445	資産除去債務	18,166
運搬具(純額)	74		
土地	814		
建設仮勘定	2,304		
無形固定資産	122,930	負債合計	1,401,658
ソフトウェア	119,694	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	3,000	株主資本	3,121,653
その他	236	資本金	380,485
		資本剰余金	360,485
投資その他の資産	776,892	資本準備金	360,485
敷金及び保証金	525,686	利益剰余金	2,390,588
繰延税金資産	211,711	利益準備金	160
その他	39,493	その他利益剰余金	2,390,428
		繰越利益剰余金	2,390,428
		自己株式	△9,906
		純資産合計	3,121,653
資産合計	4,523,311	負債・純資産合計	4,523,311

※ 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		12,198,492
売 上 原 価		6,027,707
売 上 総 利 益		6,170,784
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,636,746
営 業 利 益		534,038
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	26	
運 送 事 故 受 取 保 険 金	2,000	
助 成 金 収 入	7,809	
そ の 他	1,131	10,967
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,097	
為 替 差 損	15,359	
そ の 他	5	17,462
経 常 利 益		527,543
特 別 損 失		
減 損 損 失	21,243	21,243
税 引 前 当 期 純 利 益		506,299
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	125,748	
法 人 税 等 調 整 額	39,511	165,259
当 期 純 利 益		341,039

※ 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 余 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	380,485	360,485	160	2,164,014	2,164,174	△250	2,904,894
会計方針の変更による累積的影響額				△43,505	△43,505		△43,505
会計方針の変更を反映した当期首残高	380,485	360,485	160	2,120,508	2,120,668	△250	2,861,388
事業年度中の変動額							
自己株式の取得						△9,655	△9,655
剰余金の配当				△71,118	△71,118		△71,118
当期純利益				341,039	341,039		341,039
事業年度中の変動額合計	-	-	-	269,920	269,920	△9,655	260,264
当 期 末 残 高	380,485	360,485	160	2,390,428	2,390,588	△9,906	3,121,653

	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	2,904,894
会計方針の変更による累積的影響額	△43,505
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,861,388
事業年度中の変動額	
自己株式の取得	△9,655
剰余金の配当	△71,118
当期純利益	341,039
事業年度中の変動額合計	260,264
当 期 末 残 高	3,121,653

※ 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品	総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
未着品	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
原材料及び貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～31年
工具、器具及び備品	3～15年
車両運搬具	2～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 2012年5月17日。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 2015年3月26日。）に定める簡便法により、自己都合退職による期末要支給額から公益財団法人東法連特定退職金共済会からの給付金相当額を控除した金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ unico事業

unico事業においては、直営店舗及びオンラインショップ（EC）にて顧客に商品（家具・ファブリック等及びインテリア・雑貨等）を販売しており、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の配送サービスは商品を提供する履行義務に含まれるため、顧客から受け取る配送料を収益とし、配送業者に支払う荷造運賃を売上原価に計上しております。また、当社のポイント制度については、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定した独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。

ロ food事業

food事業においては、直営店舗（レストラン）にて顧客に飲食を提供しており、飲食を顧客に提供し、対価を受領した時点で収益を認識しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、unico事業における配送サービスを伴う商品の販売について、従来、出荷時点で収益を認識しておりましたが、納品時点で収益を認識する方法に変更しております。また、配送サービスについて、従来、配送業者に支払う荷造運賃を販売費及び一般管理費に計上した上で顧客から受け取る配送料を控除しておりましたが、配送サービスは商品を提供する履行義務に含まれることから顧客から受け取る配送料を収益として認識し、配送業者に支払う荷造運賃を売上原価に計上する方法に変更しております。さらに、当社のポイント制度について、従来、将来使用されると見込まれる額を売上高から控除してポイント引当金を計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定した独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」及び「ポイント引当金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、当事業年度の売上高は548,965千円増加し、売上原価は1,140,780千円増加し、販売費及び一般管理費は566,056千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ25,759千円減少しております。また、当事業年度の株主資本等変動計算書において、利益剰余金の当期首残高は43,505千円減少しております。

当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益はそれぞれ2円51銭、2円50銭及び2円50銭減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額)	211,711千円
繰延税金負債相殺前の金額	211,793千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は繰延税金資産及び繰延税金負債を計上するにあたり、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額の一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異が将来の税金負担額を軽減することができるものと認められる範囲で計上し、繰延税金負債は全ての将来加算一時差異について計上しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債の算定は、決算日までに制定または実質的に制定されている税法及び税率に従い、一時差異が回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて行っております。

② 主要な仮定

課税所得の発生時期及び金額の算出において重要となる将来の業績予想は、現在の状況及び入手可能な情報等による合理的な仮定に基づき、見積もっております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、限定的であるものと考えております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得を見積るにあたって、前提とした条件や仮定に変更が生じ、その見積額が減少した場合には、繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

なお、税制改正により実効税率が変更された場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

単位(千円)

	当事業年度
有形固定資産	317,556
無形固定資産	122,930
減損損失	21,243

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、店舗を基本単位としてグルーピングし、営業活動から生じる損益が継続してマイナスの店舗について減損の兆候を把握しております。減損の兆候が把握された場合には、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の要否を判定しております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算定は、決算時点の実績を基礎として、売上高成長率、人件費増加係数等を検討し算定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、限定的であるものと考えております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識や測定には慎重を期しておりますが、将来において経営・市場環境の変化等により将来キャッシュ・フローの見積り額の前提とした事業計画に重要な未達の発生、または将来の不確実性が増した場合、減損損失の発生により重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 1,124,400千円

(損益計算書に関する注記)

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しております。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	7,112,400	-	-	7,112,400

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	535	14,300	-	14,835

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年4月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	71,118	10.00	2022年1月31日	2022年4月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年4月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	70,975	10.00	2023年1月31日	2023年4月28日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	18,464千円
契約負債	15,797千円
棚卸資産評価損	9,010千円
未払事業所税	4,135千円
未払事業税	7,731千円
減価償却超過額	138,895千円
減損損失	67,781千円
退職給付引当金	9,878千円
関係会社株式評価損	7,878千円
資産除去債務	5,562千円
差入保証金	56,838千円
その他	231千円
繰延税金資産小計	342,207千円
評価性引当額	△130,414千円
繰延税金資産合計	211,793千円
繰延税金負債	
その他	81千円
繰延税金負債合計	81千円
繰延税金資産の純額	211,711千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

店舗等の賃貸借契約に基づく敷金及び保証金は、差入先、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後4年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、売掛金、敷金及び保証金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社は、外貨建金銭債権債務については、為替変動の状況をモニタリングしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金	525,686	520,621	△5,065
資産計	525,686	520,621	△5,065
リース債務(1年以内に返済予定のものを含む)	86	86	0
負債計	86	86	0

(注) リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	86	-	-	-	-	-
合計	86	-	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	520,621	-	520,621
リース債務	-	86	-	86

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金、リース債務

敷金及び保証金、リース債務の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	unico事業	food事業	
売上高			
店舗	9,623,395	112,730	9,736,126
EC	2,462,365	-	2,462,365
顧客との契約から生じる収益	12,085,761	112,730	12,198,492
外部顧客への売上高	12,085,761	112,730	12,198,492

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、取引の対価は、現金取引の場合は商品等と引き換えに、クレジット決済や電子マネー決済は履行義務を充足してから原則として2カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	合計
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
売掛金	655,624
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
売掛金	601,967
契約負債（期首残高）	464,362
契約負債（期末残高）	532,683

契約負債は、商品の引き渡し前に顧客から受領した前受金及び自社ポイント制度におけるポイント発行に伴う顧客のオプションに係る債務で、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれた金額は、436,509千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	508,064
1年超2年以内	24,618
合計	532,683

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 439円82銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 47円95銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2023年1月18日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、1月19日以降、自己株式を取得しております。

1. 自己株式の取得を行う理由

2023年4月27日開催予定の第64回定時株主総会における取締役の報酬に関する議案の承認を条件として、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたします。

自己株式の取得は、制度対象者に交付する株式への充当を目的とするものであります。

2. 取得対象株式の種類

当社普通株式

3. 取得し得る株式の総数

60,000株（上限）

4. 株式の取得価額の総額

35,000,000円（上限）

5. 取得期間

2023年1月19日から2023年4月30日

6. 取得の方法

東京証券取引所における市場買付

7. 2023年2月1日以降の自己株式の取得状況（2023年2月28日現在）

①取得した株式の種類

当社普通株式

②取得した株式の総数

20,400株

③株式の取得価額の総額

12,572,300円

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月20日

株式会社ミサワ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芝田 雅也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村上 淳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミサワの2022年2月1日から2023年1月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月24日

株式会社ミサワ	監査等委員会
常勤監査等委員	関根章雄 ㊟
監査等委員	宮本久美子 ㊟
監査等委員	栗澤元博 ㊟

(注) 監査等委員関根章雄、宮本久美子及び栗澤元博は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために内部留保を確保しつつ、安定的な配当を行っていくことを基本方針としております。この方針のもと、期末配当につきましては、以下のとおり実施したいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき10円 総額70,975,650円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年4月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	みさわ ひとし 三澤 太 (1960年7月2日生)	1984年4月 株式会社報知新聞社入社 1986年3月 当社入社 取締役就任 1994年4月 代表取締役社長就任(現任)	2,880,000株
2	いづか ちか 飯塚 智香 (1960年3月1日生)	1986年10月 株式会社近代ビル管理入社 1988年12月 当社入社 2000年3月 取締役就任(現任) 企画室長 2018年8月 デザイン企画本部管掌(現任) デザイン企画本部シニアマネージャー 2020年2月 デザイン企画本部本部長(現任)	420,000株
3	おわり むつみ 尾張 睦 (1960年11月16日生)	1984年4月 株式会社ジャックス入社 1989年4月 当社入社 2017年4月 取締役就任(現任) 商品管理部管掌 2019年3月 商品管理本部管掌(現任) 商品管理本部シニアマネージャー 2020年2月 商品管理本部本部長(現任)	156,800株
4	すずき ひろゆき 鈴木 裕之 (1970年6月12日生)	1993年4月 第一生命保険相互会社 (現第一生命保険株式会社)入社 2002年1月 株式会社ネクストジェン入社 2009年8月 当社入社 管理部長 2011年9月 取締役就任(現任) 管理部門管掌 2018年8月 管理本部管掌(現任) 管理本部シニアマネージャー 2019年3月 unico事業本部管掌(現任) 2020年2月 管理本部本部長(現任)	30,900株

(注1) 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

(注2) 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に起因した責任を負うこと及び当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為等に起因して生じた損害は填補されない等の一定の免責事由があります。各候補者の選任が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役宮本 久美子、栗澤 元博は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	みやもと くみこ 宮本 久美子 (1970年3月1日生)	2000年4月 弁護士登録 鳥飼総合法律事務所入所 2008年1月 同所 パートナー就任 2011年4月 当社監査役就任 2016年1月 和田倉門法律事務所 開設 同所パートナー就任 (現任) 2016年5月 株式会社トレジャー・ファクトリー社外取締役就任 (現任) 2016年7月 株式会社ビューティガレージ社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2016年12月 株式会社インタートレード社外監査役就任 (現任) 2017年4月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2019年3月 ピクスタ株式会社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 和田倉門法律事務所 パートナー 株式会社トレジャー・ファクトリー 社外取締役 株式会社ビューティガレージ 社外取締役 (監査等委員) 株式会社インタートレード 社外監査役 ピクスタ株式会社 社外取締役 (監査等委員)	-株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
2	あわさわ もとひろ 栗澤 元博 (1978年10月15日生)	2002年10月 中央青山監査法人入社 2006年4月 公認会計士登録 2007年7月 新日本監査法人(現EY新日本有 限責任監査法人)入社 2008年12月 栗澤税務会計事務所開設 所長 (現任) 税理士登録 2011年6月 新立川航空機株式会社社外監査 役就任 2012年4月 当社監査役就任 2012年11月 株式会社立飛ホールディングス 社外監査役就任(現任) 2017年4月 当社取締役(監査等委員)就任 (現任) (重要な兼職の状況) 栗澤税務会計事務所 所長 株式会社立飛ホールディングス 社外監査役	-株

(注1) 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

(注2) 宮本久美子氏及び栗澤元博氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 宮本久美子氏につきましては、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能の強化に尽力いただくことを期待します。また、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。

(2) 栗澤元博氏につきましては、財務及び会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は公認会計士及び税理士としての専門的な知見を活かし、主に財務の観点から経営全般の監督機能の強化に尽力いただくことを期待します。また、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。

(注3) 宮本久美子氏及び栗澤元博氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって6年であります。

(注4) 当社は、宮本久美子氏及び栗澤元博氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。本総会において両氏の選任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であり、当該契約に基づく賠償限度額は、法令が規定する最低限度額といたします。

(注5) 当社は宮本久美子氏及び栗澤元博氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合は、改めて両氏を独立役員として届け出る予定であります。

(注6) 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に起因した責任を負うこと及び当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為等に起因して生じた損害は填補されない等の一定の免責事由があります。各候補者の選任が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、フェイス監査法人を会計監査人に選定することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会がフェイス監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人を起用することにより新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の独立性、専門性、品質管理体制及び監査報酬等を総合的に検討した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	フェイス監査法人
主たる事務所の所在地	東京都渋谷区恵比寿南3丁目1番24号
沿革	2020年12月 フェイス監査法人設立
概要	出資金 7百万円 構成人員 社員（公認会計士） 5名 職員（公認会計士） 8名 （その他職員） 2名 合計 15名

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬額は、2017年4月27日開催の当社第58回定時株主総会において、年額5億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額1億円以内として設定いたしたいと存じます。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2. に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.49%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4.92%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

また本議案をご承認いただいた場合、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を事業報告12頁に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は4名であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締

役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数35,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任するまでの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下、「譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締

役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

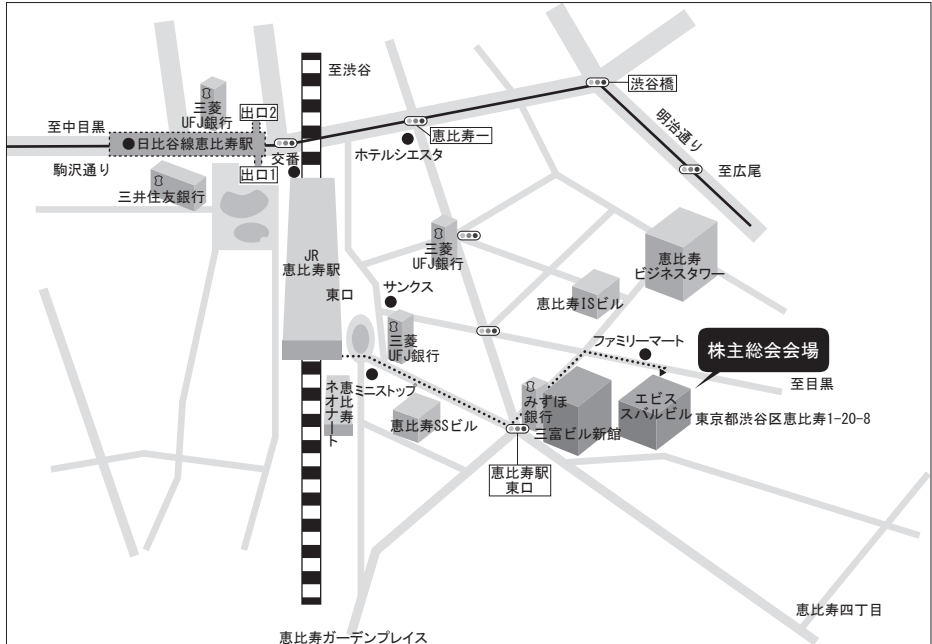
(5)その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル5階
EBiS303 カンファレンススペースABC



交通： JR 線「恵比寿駅」東口より徒歩約2分
日比谷線「恵比寿駅」出口1より徒歩約5分

